

# 令和2年第3回富山県教育委員会議事日程

3月10日（火）午後2時00分

教育委員会室

## 1 会議録の承認について

令和2年1月24日開催の令和2年第1回富山県教育委員会会議録の承認について

令和2年2月12日開催の令和2年第2回富山県教育委員会会議録の承認について

## 2 議決事項

議案第6号 令和2年度富山県教育委員会重点施策に関する件

## 3 報告事項

(1) 臨時代理について（令和2年2月富山県議会定例会に付議する事案に対する意見  
に関する件：議長からの意見聴取）

(2) 臨時代理について（令和2年2月富山県議会定例会に付議する事案に対する意見  
に関する件：知事からの意見聴取）

(3) 令和2年度富山県立学校入学者選抜の志願状況及び受検状況等について

(4) 令和2年3月高等学校卒業予定者の就職内定状況について（令和元年12月末現在  
調査）

(5) 公立小学校・中学校・義務教育学校の設置及び廃止について

## 4 その他

今後の教育委員会等の日程について

## 5 議決事項

議案第7号 教育職員の人事異動に関する件



議案第6号

令和2年度富山県教育委員会重点施策に関する件

令和2年度富山県教育委員会重点施策を別添のとおりとする。

令和2年3月10日 提出

富山県教育委員会  
教育長 伍嶋二美男

臨時代理について（報告）

下記のとおり臨時代理したので、教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和34年富山県教育委員会規則第6号）第4条第2項の規定により報告します。

令和2年3月10日 提出

富山県教育委員会  
教育長 伍嶋二美男

記

令和2年2月富山県議会定例会に付議する事案に対する意見に関する件

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第2項の規定により富山県議会議長から意見聴取のあった令和2年2月富山県議会定例会に付議する事案については、同意するものとする。

以上、教育長に対する事務委任等に関する規則第3条の規定により臨時代理する。

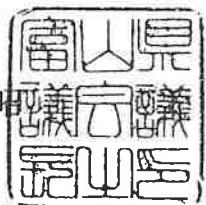
令和2年2月27日

富山県教育委員会  
教育長 伍嶋二美男

議会議第 76 号  
令和 2 年 2 月 26 日

富山県教育委員会  
教育長 伍嶋 二美男 殿

富山県議会議長 中川 忠昭



### 意見の聴取について

次の条例案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 23 条第 2 項の規定により、貴委員会の意見を求めます。

記

議案番号 第 24 号

件 名 富山県社会教育に関する教育機関の事務の管理及び執行の特例に関する  
条例制定の件

議案第 号

富山県社会教育に関する教育機関の事務の管理及び執行の特例に関する条例制定の件

富山県社会教育に関する教育機関の事務の管理及び執行の特例に関する条例を次のように定める。

令和2年2月 日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

富山県社会教育に関する教育機関の事務の管理及び執行の特例に関する条例

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第1項の規定に基づき、次に掲げる社会教育に関する教育機関の設置、管理及び廃止に関する事務（同法第21条第7号から第9号まで及び第12号に掲げる事務のうち、当該教育機関のみに係るものを含む。）は、知事が管理し、及び執行することとする。

- (1) 富山県美術館
- (2) 富山県水墨美術館
- (3) 富山県立山博物館

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。  
(富山県美術館条例の一部改正)
- 2 富山県美術館条例（昭和55年富山県条例第41号）の一部を次のように改正する。  
第5条中「富山県教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「知事」に、「教育委員会が」を「知事が」に改める。  
第6条第3号、第7条第1項ただし書、第8条第2項、第10条第1項、第14条第1項各号列記以外の部分及び第2項、第15条第1項第5号及び第2項並びに第17条第2項中「教育委員会」を「知事」に改める。  
第19条（見出しを含む。）中「教育委員会規則」を「規則」に改める。  
(富山県水墨美術館条例の一部改正)
- 3 富山県水墨美術館条例（平成10年富山県条例第39号）の一部を次のように改正

する。

第5条中「富山県教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「知事」に、「教育委員会が」を「知事が」に改める。

第6条第3号、第7条ただし書、第8条ただし書、第10条第1項、第14条第1項各号列記以外の部分及び第2項、第15条第1項第5号及び第2項並びに第17条第2項中「教育委員会」を「知事」に改める。

第19条（見出しを含む。）中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

（富山県立山博物館条例の一部改正）

4 富山県立山博物館条例（平成3年富山県条例第32号）の一部を次のように改正する。

第4条第5号中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第6条中「富山県教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「知事」に、「教育委員会が」を「知事が」に改める。

第7条第3号、第8条ただし書、第9条ただし書、第10条第1項及び第2項各号列記以外の部分並びに第15条ただし書及び第3号中「教育委員会」を「知事」に改める。

第16条各号列記以外の部分中「教育委員会」を「知事」に改め、同条第1号中「教育委員会規則」を「規則」に改め、同条第4号中「教育委員会」を「知事」に改める。

第18条第2項中「教育委員会」を「知事」に改める。

第21条（見出しを含む。）中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

（富山県美術館条例、富山県水墨美術館条例及び富山県立山博物館条例の一部改正に伴う経過措置）

5 この条例の施行の際前3項の規定による改正前の富山県美術館条例、富山県水墨美術館条例及び富山県立山博物館条例（以下「旧富山県美術館条例等」という。）の規定により富山県教育委員会がした指定、承認その他の行為で現に効力を有するもの又はこの条例の施行前に旧富山県美術館条例等の規定により富山県教育委員会に対してなされた承認の申請その他の行為については、前3項の規定による改正後の富山県美術館条例、富山県水墨美術館条例及び富山県立山博物館条例

(以下「新富山県美術館条例等」という。)の相当規定により知事がした指定、承認その他の行為又は知事に対してなされた承認の申請その他の行為とみなす。

- 6 この条例の施行の際現に旧富山県美術館条例等の規定により任命された委員(以下「委員」という。)は、この条例の施行の日に、新富山県美術館条例等の相当規定により任命された委員とみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる委員の任期は、新富山県美術館条例等の規定にかかわらず、同日における旧富山県美術館条例等の相当規定により任命された委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
- 7 この条例の施行の際現に旧富山県美術館条例等の規定により互選された委員長及び副委員長である者は、この条例の施行の日に、新富山県美術館条例等の相当規定により委員長及び副委員長として互選されたものとみなす。

富山県社会教育に関する教育機関の事務の管理及び執行の特例に関する  
条例案要綱

生涯学習・文化財室

項目	説明
1 制定の趣旨、必要性等	<p>地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第26号）による地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）の改正に伴い、博物館等の社会教育に関する教育機関の設置等に関する事務について、条例の定めるところにより、知事が管理し、及び執行することとができるようになったことから、現在知事部局及び教育委員会の共同管理としている富山県美術館、富山県水墨美術館及び富山県立山博物館の設置等に関する事務について、知事が管理し、及び執行することとするもの</p>
2 条例案の内容	<p><b>第1 条例の内容</b>          法第23条第1項の規定に基づき、次に掲げる社会教育に関する教育機関の設置、管理及び廃止に関する事務は、知事が管理し、及び執行することとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 富山県美術館</li> <li>(2) 富山県水墨美術館</li> <li>(3) 富山県立山博物館</li> </ul> <p><b>第2 条例の制定に伴い改正が必要となる条例及びその内容</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 富山県美術館条例（附則第2項関係）             <p>条例の制定に伴い、下記の権限を教育委員会から知事に移譲するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 指定管理者の指定</li> <li>(2) 指定管理者の業務並びに施設の休日及び開館時間等の特例の承認</li> <li>(3) 特別観覧の許可</li> <li>(4) 入館の拒否等及び利用者に対する施設利用の遵守事項等の指示</li> <li>(5) 富山県美術館運営委員会の委員の任命</li> <li>(6) 入室時間の変更等必要な事項を定めた規則の制定</li> </ul> </li> <li>2 富山県水墨美術館条例（附則第3項関係）             <p>条例の制定に伴い、下記の権限を教育委員会から知事に移譲するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 指定管理者の指定</li> <li>(2) 指定管理者の業務並びに施設の休日及び開館時間等の特例の承認</li> <li>(3) 特別観覧の許可</li> <li>(4) 入館の拒否等及び利用者に対する施設利用の遵守事項等の指示</li> <li>(5) 富山県水墨美術館運営委員会の委員の任命</li> <li>(6) 入室時間の変更等必要な事項を定めた規則の制定</li> </ul> </li> <li>3 富山県立山博物館条例（附則第4項関係）             <p>条例の制定に伴い、下記の権限を教育委員会から知事に移譲す</p> </li> </ol>

	<p>もの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 規則による博物館に置く施設の規定</li> <li>(2) 指定管理者の指定</li> <li>(3) 指定管理者の業務並びに施設の休日及び開館時間等の特例の承認</li> <li>(4) 利用者に対する施設利用の遵守事項の特例の承認</li> <li>(5) 富山県立山博物館運営委員会の委員の任命</li> <li>(6) 入館時間の変更等必要な事項を定めた規則の制定</li> </ul> <p>第3 施行期日 令和2年4月1日</p>
3 他の条例等との関連	<p>1 改正が必要な条例及び規則・訓令等(別途改正規則等を起案)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 富山県行政組織規則</li> <li>(2) 富山県教育委員会行政組織規則</li> <li>(3) 富山県美術館条例施行規則</li> <li>(4) 富山県美術館に勤務する職員の勤務時間に関する規程</li> <li>(5) 富山県水墨美術館条例施行規則</li> <li>(6) 富山県水墨美術館に勤務する職員の勤務時間に関する規程</li> <li>(7) 富山県立山博物館条例施行規則</li> <li>(8) 富山県立山博物館に勤務する職員の勤務時間に関する規程</li> <li>(9) 富山県事務決裁規程</li> <li>(10) 富山県教育委員会事務決裁規程</li> <li>(11) 富山県教育委員会文書管理規程</li> </ul> <p>2 その他関連について考察すべき条例等 富山県職員定数条例</p>
4 審議、調整、予算化等の状況	文化振興課と調整済み

富山県美術館条例の一部を改正する条例案新旧対照表（附則第2項関係）

現行	第1条～第4条 略	第1条～第4条 略	改正案	備考
(指定管理者による管理)	(指定管理者による管理)	(指定管理者による管理)	(指定管理者による管理)	
第5条 富山県教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に美術館及び附帯施設の管理を行わせるものとする。	第5条 知事は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に美術館及び附帯施設の管理を行わせるものとする。	第5条 知事は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に美術館及び附帯施設の管理を行わせるものとする。	第5条 知事は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に美術館及び附帯施設の管理を行わせるものとする。	第9次地方分権一括法の制定に伴い、富山県美術館を知事部局へ移管することに伴う規定整備
(指定管理者が行う業務)	(指定管理者が行う業務)	(指定管理者が行う業務)	(指定管理者が行う業務)	
第6条 前条の規定により指定管理者に行わせる管理の業務は、次に掲げる業務とする。 (1)、(2) 略 (3) その他美術館及び附帯施設の管理に関する業務	第6条 同左	第6条 同左	第6条 同左	同上
が必要と認める業務	が必要と認められる業務	が必要と認められる業務	が必要と認められる業務	
(休館日及び休園日)	(休館日及び休園日)	(休館日及び休園日)	(休館日及び休園日)	
第7条 美術館の休館日は、次に掲げる日とする。ただし、教育委員会は、特に必要があると認めるとときは、休館日以外の日に休館し、又は休館日に開館することができます。 (1)～(3) 略 2、3 略	第7条 美術館の休館日は、次に掲げる日とする。ただし、教育委員会は、特に必要があると認めるとときは、休館日以外の日に休館し、又は休館日に開館することができます。 (1)～(3) 略 2、3 略	第7条 美術館の休館日は、次に掲げる日とする。ただし、知事は、特に必要があると認めるとときは、休館日以外の日に休館し、又は休館日に開館することができます。 (1)～(3) 略 2、3 略	第7条 美術館の休館日は、次に掲げる日とする。ただし、知事は、特に必要があると認めるとときは、休館日以外の日に休館し、又は休館日に開館することができます。 (1)～(3) 略 2、3 略	同上
(開館時間等)	(開館時間等)	(開館時間等)	(開館時間等)	
第8条 美術館の開館時間は午前9時30分から午後6時まで、屋上庭園の開園時間は午前8時から午後10時まで、駐車場の供用時間は午前8時から午後10時30分までとする。 2 前項の規定にかかるわらず、教育委員会は、特に必要があると認めるとときは、美術館の開館時間、屋上庭園の開園時	第8条 同左	第8条 同左	第8条 同左	2 前項の規定にかかるわらず、知事は、特に必要があると認めるとときは、美術館の開館時間、屋上庭園の開園時

現行	改正案	備考
間及び駐車場の供用時間を臨時に変更することができる。	間及び駐車場の供用時間を臨時に変更することができる。	
第9条 略	第9条 略	
(特別観覧) 第10条 美術館に展示し、又は保管している美術品について 学術研究等のために模写、模造、撮影等をしようとする者 は、 <u>教育委員会</u> の許可を受けなければならない。 2、3 略	(特別観覧) 第10条 美術館に展示し、又は保管している美術品について 学術研究等のために模写、模造、撮影等をしようとする者 は、 <u>知事</u> の許可を受けなければならない。 2、3 略	第9次地方分権一括 法の制定に伴い、富 山県美術館を知事部 局へ移管することに 伴う規定整備
第10条の2～第13条 略	第10条の2～第13条 略	
(入館の拒否等) 第14条 教育委員会は、美術館に入館しようとすると 附帯施設を利用しようとするとする者が次の各号のいずれかに該当 すると認めるとときは、入館又は利用を拒否することができます。 (1)、(2) 略 2 教育委員会は、美術館又は附帯施設の管理上必要がある と認めるときは、入館又は利用を制限することができます。	(入館の拒否等) 第14条 知事は、美術館に入館しようとすると 附帯施設を利用しようとするとする者が次の各号のいずれかに該当 すると認めるとときは、入館又は利用を拒否することができます。 (1)、(2) 略 2 知事は、美術館又は附帯施設の管理上必要がある と認めるとときは、入館又は利用を制限することができます。	同上
(遵守事項等)	(遵守事項等)	
第15条 美術館に入館した者又は附帯施設を利用している者 は、次に掲げる事項を守らなければならない。 (1)～(4) 略 5) その他教育委員会が特に指示した事項 2 教育委員会は、美術館に入館した者又は附帯施設を利用 している者が前項の規定に違反したとき、又は美術館若し くは附帯施設の管理上必要な指示に従わないときは、その 者に退館又は退去を命ぜることができる。	第15条 同左	同上

(富山県美術館運営委員会)

	現行	改正案	備考
第16条	略	第16条 略	
第17条	略 2 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験を有する者のうちから、 <u>教育委員会</u> が任命する。 3、4 略	第17条 略 2 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験を有する者のうちから、 <u>知事</u> が任命する。 3、4 略	第9次地方分権一括法の制定に伴い、富山県美術館を知事部局へ移管することに伴う規定整備
第18条	略	第18条 略 (規則) 第19条 委員会の組織及び運営に関する必要な事項、その他のこの条例の施行に関する必要な事項は、規則_____で定める。	同上 同上

富山県水墨美術館条例の一部を改正する条例案新旧対照表（附則第3項関係）

現行	第1条～第4条 略	第1条～第4条 略 (指定管理者による管理)	改正案	備考
第5条 富山県教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に美術館の管理を行わせるものとする。	第5条 知事 は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に美術館の管理を行わせるものとする。	第5条 知事 は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に美術館の管理を行わせるものとする。	第9次地方分権一括法の制定に伴い、富山県水墨美術館を知事部局へ移管することに伴う規定整備	
第6条 前条の規定により指定管理者に行わせる管理の業務は、次に掲げる業務とする。 (1)、(2) 略 (3) その他美術館の管理に関する業務	第6条 同左 (1)、(2) 略 (3) その他美術館の管理に関する業務	第6条 同左 (1)、(2) 略 (3) その他美術館の管理に関する業務	第7条 美術館の休館日は、次に掲げる日とする。ただし、教育委員会は、特に必要があると認めるとときは、休館日以外の日に休館し、又は休館日に開館することができます。 (1)～(3) 略	同上
第7条 美術館の休館日は、次に掲げる日とする。ただし、教育委員会は、特に必要があると認めるとときは、休館日以外の日に休館し、又は休館日に開館することができます。 (1)～(3) 略	第7条 美術館の休館日は、次に掲げる日とする。ただし、教育委員会は、特に必要があると認めるとときは、休館日以外の日に休館し、又は休館日に開館することができます。 (1)～(3) 略	第7条 美術館の休館日は、次に掲げる日とする。ただし、知事は、特に必要があると認めるとときは、休館日以外の日に休館し、又は休館日に開館することができます。 (1)～(3) 略	第8条 美術館の開館時間は、午前9時30分から午後6時までとする。ただし、教育委員会は、特に必要があると認めるときは、これを臨時に変更することができる。	同上
第8条 美術館の開館時間は、午前9時30分から午後6時までとする。ただし、教育委員会は、特に必要があると認めるときは、これを臨時に変更することができる。	第8条 美術館の開館時間は、午前9時30分から午後6時までとする。ただし、知事は、特に必要があると認めるとときは、これを臨時に変更することができる。	第8条 美術館の開館時間は、午前9時30分から午後6時までとする。ただし、教育委員会は、特に必要があると認めるときは、これを臨時に変更することができる。	第9条 略 (観覧料等)	同上

現行	改正案	備考
第10条 美術館に展示し、又は保管している美術品について 学術研究等のために模写、模造、撮影等をしようとする者 は、 <u>教育委員会</u> の許可を受けなければならない。 2、3 略	第10条 美術館に展示し、又は保管している美術品について 学術研究等のために模写、模造、撮影等をしようとする者 は、 <u>知事</u> の許可を受けなければならない。 2、3 略	第9次地方分権一括 法の制定に伴い、富 山県水墨美術館を知 事部局へ移管するこ とに伴う規定整備
第11条～第13条 略	第11条～第13条 略	同上
(入館の拒否及び制限) 第14条 教育委員会は、美術館に入館しようとする者が次の 各号のいずれかに該当すると認めると認めるときは、入館を拒否す ることができる。 (1)、(2) 略 2 教育委員会は、美術館の管理上必要があると認めるとき は、入館を制限することができる。	(入館の拒否及び制限) 第14条 知事は、美術館に入館しようとする者が次の 各号のいずれかに該当すると認めると認めるときは、入館を拒否す ることができる。 (1)、(2) 略 2 知事は、美術館の管理上必要があると認めるとき は、入館を制限することができる。	同上
(遵守事項等) 第15条 美術館に入館した者は、次に掲げる事項を守らなければ ならない。 (1)～(4) 略 (5) その他教育委員会が特に指示した事項 2 教育委員会は、美術館に入館した者が前項の規定に違反 したときは、その者に退館を命ずることができる。	(遵守事項等) 第15条 同左	同上
(富山県水墨美術館運営委員会) 第16条 略	(富山県水墨美術館運営委員会) 第16条 略	同上
第17条 略 2 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向 上に資する活動を行う者並びに学識経験を有する者のうち から、 <u>教育委員会</u> が任命する。 3、4 略	第17条 略 2 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向 上に資する活動を行う者並びに学識経験を有する者のうち から、 <u>知事</u> が任命する。	同上

現行	改正案	備考
<p>第18条 略  <u>(教育委員会規則への委任)</u>          第19条 この条例の施行に必要な事項は、<u>教育委員会規則</u>で定める。</p>	<p>第18条 略  <u>(規則への委任)</u>          第19条 この条例の施行に必要な事項は、規則  <u>—</u>で定める。</p>	<p>第9次地方分権一括法の制定に伴い、富山県水墨美術館を知事部局へ移管するごとに伴う規定整備</p>

富山県立山博物館条例の一部を改正する条例案新旧対照表（附則第4項関係）

現行	第1条～第3条 略	第1条～第3条 略	改正案	備考
	(施設)	(施設)		
第4条 博物館に、次に掲げる施設を置く。	第4条 同左	第4条 同左		
(1)～(4) 略 (5) 布橋、幡堂基壇及び教育委員会規則で定めるその他の立山風土記の丘施設 (6) 略	(1)～(4) 略 (5) 布橋、幡堂基壇及び規則 山風土記の丘施設 (6) 略	で定めるその他の立山風土記の丘施設	第9次地方分権一括法の制定に伴い、富山県立山博物館を知事部局に移管することに伴う規定整備	同上
第5条 略	第5条 略	(指定管理者による管理)		
		第6条 知事		
(指定管理者による管理)		は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に博物館の管理を行わせるものとする。	は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に博物館の管理を行わせるものとする。	同上
第6条 富山県教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に博物館の管理を行わせるものとする。		(指定管理者が行う業務)		
(指定管理者が行う業務)		第7条 同左		
第7条 前条の規定により指定管理者に行わせる管理の業務は、次に掲げる業務とする。	(1), (2) 略 (3) その他博物館の管理に関する業務	(1), (2) 略 (3) その他博物館の管理に関する業務	が必要と認められる業務	同上
(休館日)				
第8条 博物館の休館日は、次に掲げる日とする。ただし、教育委員会は、特に必要があると認めるときは、休館日以外の日に休館し、又は休館日に開館することができます。		第8条 博物館の休館日は、次に掲げる日とする。ただし、知事は、特に必要があると認めるときは、休館日以外の日に休館し、又は休館日に開館することができます。		

現行	改正案	備考	
(1)～(3) 略  (開館時間) 第9条 博物館の開館時間は、午前9時30分から午後5時までとする。ただし、教育委員会は、特に必要があると認めるとときは、これを臨時に変更することができます。	(1)～(3) 略  (開館時間) 第9条 博物館の開館時間は、午前9時30分から午後5時までとする。ただし、知事 <u>_____</u> は、特に必要があると認めるとときは、これを臨時に変更することができる。	第9次地方分権一括法の制定に伴い、富山県立山博物館を知事部局に移管することに伴う規定整備 同上 同上	
(利用の承認) 第10条 別表に掲げる博物館の施設を利用しようとする者は、あらかじめ、 <u>教育委員会</u> の承認を受けなければならない。 2 教育委員会は、前項の承認を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の承認をしないものとする。 (1)～(3) 略 3 略	(利用の承認) 第10条 別表に掲げる博物館の施設を利用しようとする者は、あらかじめ、 <u>知事</u> の承認を受けなければならない。 2 知事 <u>_____</u> は、前項の承認を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の承認をしないものとする。 (1)～(3) 略 3 略	第11条～第14条 略 同上 同上	
第11条～第14条 略	第11条～第14条 略 同上 同上		
(利用者の遵守事項) 第15条 利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。 ただし、 <u>教育委員会</u> の承認を受けたときは、この限りでない。 (1), (2) 略 (3) その他教育委員会が特に指示した事項	(利用者の遵守事項) 第15条 利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。 ただし、 <u>知事</u> の承認を受けたときは、この限りでない。 (1), (2) 略 (3) その他他知事 <u>_____</u> が特に指示した事項	(利用者の承認の取消し等) 第16条 <u>教育委員会</u> は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第10条第1項の承認を取り消し、又はその利用を制限することができる。 (1) 利用者がこの条例又はこの条例に基づく教育委員会規則の規定に違反したとき。 (2), (3) 略	(利用者の承認の取消し等) 第16条 <u>知事</u> は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第10条第1項の承認を取り消し、又はその利用を制限することができる。 (1) 利用者がこの条例又はこの条例に基づく規則 <u>_____</u> の規定に違反したとき。 (2), (3) 略

現行	改正案	備考
<p>(4) その他教育委員会が博物館の管理上特に支障があると認めたとき。</p> <p>(富山県立山博物館運営委員会)</p> <p>第17条 略</p> <p>第18条 略 2 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験を有する者のうちから、教育委員会が任命する。 3、4 略</p> <p>第19条、第20条 略</p> <p>(教育委員会規則への委任) 第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。</p>	<p>(4) その他知事_____が博物館の管理上特に支障があると認めたとき。</p> <p>(富山県立山博物館運営委員会)</p> <p>第17条 略</p> <p>第18条 略 2 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験を有する者のうちから、知事_____が任命する。 3、4 略</p> <p>第19条、第20条 略</p> <p>(規則_____への委任) 第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則_____で定める。</p>	<p>第9次地方分権一括法の制定に伴い、富山県立山博物館を知事部局に移管することに伴う規定整備</p>

臨時代理について（報告）

下記のとおり臨時代理したので、教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和34年富山県教育委員会規則第6号）第4条第2項の規定に基づき報告します。

令和2年3月10日 提出

富山県教育委員会  
教育長 伍嶋二美男

記

令和2年2月富山県議会定例会に付議する事案に対する意見に関する件

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により知事から意見聴取のあった令和2年2月富山県議会定例会に付議する事案については、同意するものとする。

以上、教育長に対する事務委任等に関する規則第3条の規定により臨時代理する。

令和2年2月28日

富山県教育委員会  
教育長 伍嶋二美男

財 第 122 号  
令和 2 年 2 月 28 日

富山県教育委員会  
教育長 伍嶋 二美男 殿

富山県知事 石井 隆



### 富山県議会に付議する事案に対する意見について

令和 2 年 2 月 富山県議会定例会に付議する次の事案のうち、教育事務に関する部分について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により、貴委員会の意見を求めます。

記

令和元年度富山県一般会計補正予算（第 5 号）

# 令和元年度2月補正予算（案）総括表

## 教育委員会

### 1 一般会計

単位：千円

区分		既定予算額	補正予算額	計	構成比	既定予算に対する伸び率 (事業費ベース)
教育総務費	事業費	2,766,003	△ 125,576	2,640,427	3.8%	-4.5%
	給与費	917,307	0	917,307		
	計	3,683,310	△ 125,576	3,557,734		
小学校費	事業費	0	0	0	33.2%	-
	給与費	32,197,203	△ 1,330,000	30,867,203		
	計	32,197,203	△ 1,330,000	30,867,203		
中学校費	事業費	0	0	0	20.6%	-
	給与費	19,243,754	△ 111,000	19,132,754		
	計	19,243,754	△ 111,000	19,132,754		
高等学校費	事業費	7,403,842	△ 97,825	7,306,017	30.0%	-1.3%
	給与費	20,477,755	60,000	20,537,755		
	計	27,881,597	△ 37,825	27,843,772		
特別支援学校費	事業費	845,136	△ 6,121	839,015	10.5%	-0.7%
	給与費	8,902,198	0	8,902,198		
	計	9,747,334	△ 6,121	9,741,213		
社会教育費	事業費	773,455	△ 40,820	732,635	1.4%	-5.3%
	給与費	595,016	0	595,016		
	計	1,368,471	△ 40,820	1,327,651		
保健体育費	事業費	360,351	△ 1,125	359,226	0.5%	-0.3%
	給与費	110,381	0	110,381		
	計	470,732	△ 1,125	469,607		
合計	事業費	12,148,787	△ 271,467	11,877,320	100.0%	-2.2%
	給与費	82,443,614	△ 1,381,000	81,062,614		
	計	94,592,401	△ 1,652,467	92,939,934		

### 2 特別会計

(単位：千円)

会計名	既定予算額	補正予算額	計	既定予算に対する伸び率
奨学資金特別会計	164,946	0	164,946	0.0%

### 3 繰越明許費補正

#### (1) 追加

単位：千円

款	項	事業名	金額
教育費	教育総務費	教育指導研究推進費	20,000
	特別支援学校費	特別支援教育就学奨励費	1,293

#### (2) 変更

単位：千円

款	項	補正前		補正後	
		事業名	金額	事業名	金額
教育費	高等学校費	学校修繕費（全日制）	751,465	学校修繕費（全日制）	824,791
		学校修繕費（定時制）	26,539	学校修繕費（定時制）	28,499
	特別支援学校費	学校修繕費（特別支援）	95,360	学校修繕費（特別支援）	97,703
	社会教育費	青少年教育施設等管理費	83,860	青少年教育施設等管理費	218,955

## 令和元年度2月補正予算一覧表

### 1 一般会計

(単位:千円)

室課名	事業名	提案見込額	財源内訳			備考
			国支出金	その他	一般財源	
教育企画課	教育企画費		委 64		△ 64	文科省教育統計調査委託事業に係る財源補正
	学校修繕費（全日制）			地 38,000	△ 38,000	繰越工事に係る財源補正
生涯学習・文化財室	県民生涯学習カレッジ運営費	△ 3,068	補 △ 2,000		△ 1,068	委託費の実績減及び地方創生交付金事業の不採択による財源補正
	放課後子ども教室推進事業費	△ 6,562	補 △ 3,258		△ 3,304	国庫補助金交付決定額の減
	家庭教育推進費	△ 640	補 △ 1,213		573	国庫補助金交付決定額の減
	中学校放課後学習支援推進事業費	△ 1,819	補 △ 910		△ 909	国庫補助金交付決定額の減
	土曜日の豊かな教育活動推進事業費	△ 2,890	補 △ 1,311		△ 1,579	国庫補助金交付決定額の減
	文化財保護活用費	△ 180	補 △ 120		△ 60	特別天然記念物カモシカ通常調査の実績減
	文化財保存整備費	△ 11,778	補 △ 1,300	納 △ 560	△ 9,918	国庫補助事業の採択額の減
教職員課	少人数教育推進事業費	△ 18,000	補 △ 1,855		△ 16,145	配置人数、報酬の実績減
	中1学級支援事業費	△ 1,800	補 △ 582		△ 1,218	報酬の実績減
	教職員人事企画管理費	△ 16,000			△ 16,000	報酬及び賃金の実績減
	小学校教職員費	△ 31,000			△ 31,000	報酬及び旅費の実績減
	中学校教職員費	△ 11,000			△ 11,000	報酬の実績減
	特別支援学校教職員費	△ 26,000			△ 26,000	報酬及び旅費の実績減
県立学校課	県立学校教育指導研究推進費	△ 5,000		繰 △ 5,000		役務費及び備品購入費の実績減
	特別支援教育振興費	△ 9,020	補 △ 3,006		△ 6,014	医ケア看護師雇用実績減
	国際理解教育推進事業費	△ 6,883	補 △ 4,419	繰 △ 464	△ 2,000	国補助事業の減及び事業の実績減
	奨学資金特別会計操出金	△ 4,746			△ 4,746	奨学資金実績減
	高等学校授業料等収納事務費	△ 61,101	負 △ 61,101			国庫負担金事業の実績減

室課名	事業名	提案見込額	財源内訳			備考
			国支出金	その他	一般財源	
県立学校課	公立高等学校奨学のための給付金事業費	△ 36,724	負 △ 12,242		△ 24,482	国庫負担金事業の実績減
	特別支援学校通学運営費	△ 6,492			△ 6,492	賃金、委託料及び備品購入費の実績減
	高等学校生徒海外派遣事業費	△ 16,951		繰 △ 11,677 負 △ 5,274		新型肺炎の影響による派遣中止等の実績減
小中学校課	教育指導研究推進費	14,794	補 18,335 委 △ 4,970		1,429	児童生徒1人1台端末の整備に伴う都道府県事務費増
	生徒指導推進費	△ 2,645	補 △ 1,943		△ 702	国庫補助金交付決定額の減
	特別支援教育就学奨励費	371			371	特別支援教育就学奨励費事務処理システムの改修
保健体育課	学校体育指導費	△ 994	委 △ 994			武道指導者資質向上支援事業(国委託事業)の減
	学校保健管理指導費	△ 131	委 △ 131			薬物乱用防止教育等推進事業(国委託事業)の減
	恩給及び退職年金費	△ 5,208			△ 5,208	受給者数の減
事業費計		△ 271,467	△ 82,956	15,025	△ 203,536	
給与費	小学校費	△ 1,330,000	負 △ 84,471		△ 1,245,529	退職手当執行見込の減
	中学校費	△ 111,000	負 73,690 委 △ 18,823		△ 165,867	
	高等学校費	60,000		授 △ 73,655 入 △ 651	134,306	
	特別支援学校費		負 32,533		△ 32,533	
給与費計		△ 1,381,000	2,929	△ 74,306	△ 1,309,623	
教育委員会計		△ 1,652,467	△ 80,027	△ 59,281	△ 1,513,159	

※注) 委:委託金 補:補助金 負:負担金 地:地方債 納:納付金 繰:基金繰入金 授:授業料 入:入学料

令和2年度富山県立学校入学者選抜の志願状況及び受検状況等について

令和2年3月10日  
県立学校課

みだしの件について、以下のとおり報告致します。

1 県立高等学校全日制の課程入学者選抜

学校・学科数		34校82学科
募集定員		6,662名
推薦入学者選抜	合格内定者数	1,118名
	募集人数	5,544名
	志願者数	5,928名 (志願倍率1.07倍)
一般入学者選抜 3/5(木)	受検者数	5,872名 (受検倍率1.06倍)
	欠席者数	56名
第2日 3/6(金)	受検者数	5,871名
	欠席者数	57名

[合格者発表] 推薦入学合格内定者と一般入学合格者を併せて、3月16日（月）午後0時30分に各志願先高等学校で発表

2 県立高等学校定時制の課程(単位制)入学者選抜

学校・学科数		5校12学科
募集定員		約840名
前期第1次選抜 3/5(木) 5校で検査 3/6(金) 4校で面接	志願者数	320名 (参考志願倍率0.38倍)
	受検者数	314名 (参考受検倍率0.37倍)
	欠席者数	6名

[合格者発表] 3月16日（月）午後0時30分に、各志願先高等学校で発表

3 県立特別支援学校高等部・幼稚部入学者選抜

(1) 高等部A日程

第1次選抜	
学校数	5校
募集定員	72名
志願者数	38名
受検者数	38名
合格者数	38名

(2) 高等部B日程・幼稚部

		高等部	高等部(訪問教育)	幼稚部
学校数		10校		3校
募集人員(定員)		約208名	若干名	若干名
第1次選抜 3月5日(木)	志願者数	105名	0名	3名
	受検者数	103名	0名	3名

[合格者発表] 3月16日（月）午後0時30分に、各志願先特別支援学校で発表

令和2年3月高等学校卒業予定者の就職内定状況について  
(令和元年12月末現在調査)

令和2年3月10日  
教育委員会県立学校課  
総合政策局企画調整室

令和2年3月高等学校卒業予定者の12月末現在の就職内定状況は、就職希望者1,950人に対し、就職内定者は1,904人、内定率は97.6%となった。  
都道府県別の就職内定率では、昨年に引き続き富山県は全国第1位であった。

		卒業予定者数 (a) 人	就職希望者数 (b) 人	就職内定者数 (c) 人	就職内定率 (d)=(c)/(b) %	全国 就職内定率 %
令和 元年12月	県全体 (うち県立)	9,202 (7,211)	1,950 (1,401)	1,904 (1,374)	97.6 (全国1位) (98.1)	92.0
〈参考〉 平成 30年12月	県全体 (うち県立)	9,164 (7,249)	1,960 (1,397)	1,904 (1,372)	97.1 (全国1位) (98.2)	91.9

※ 調査対象校種:公立、私立の高等学校(全日制・定時制)

※ 調査対象生徒:公務員、自営、縁故による就職等全ての就職希望者の状況をとりまとめたもの。

令和2年3月10日  
小中学校課

## 高岡市立小学校・中学校・義務教育学校の設置及び廃止について

### 1 設置する学校

#### 学校名、位置及び設置年月日

学校名	位置	設置年月日
高岡市立五位小学校	高岡市内島3516番地	令和2年4月1日
高岡市立国吉義務教育学校	高岡市佐加野2384番地	令和2年4月1日

### 2 廃止する学校

#### (1) 学校名、位置及び廃止年月日

学校名	位置	廃止年月日
高岡市立東五位小学校	高岡市内島3516番地	令和2年3月31日
高岡市立石堤小学校	高岡市石堤459番地	令和2年3月31日
高岡市立国吉小学校	高岡市佐加野2384番地	令和2年3月31日
高岡市立国吉中学校	高岡市佐加野2474番地	令和2年3月31日

#### (2) 廃止の理由

- ・高岡市立東五位小学校、高岡市立石堤小学校を統合し、高岡市立五位小学校を新設。
- ・高岡市立国吉小学校、高岡市立国吉中学校を統合し、高岡市立国吉義務教育学校を新設。

#### (3) 児童生徒の処置

それぞれ新設する高岡市立五位小学校、高岡市立国吉義務教育学校へ通学する。

令和2年3月10日  
小中学校課

## 氷見市立小学校・中学校・義務教育学校の設置及び廃止について

### 1 設置する学校

学校名、位置及び設置年月日

学校名	位置	設置年月日
氷見市立西の杜学園	氷見市小窪1379番地 (経過措置として規則で定めるまでの間は、氷見市小久米93番地とする)	令和2年4月1日

### 2 廃止する学校

(1) 学校名、位置及び廃止年月日

学校名	位置	廃止年月日
氷見市立明和小学校	氷見市谷屋19番地	令和2年3月31日
氷見市立速川小学校	氷見市小久米93番地	令和2年3月31日
氷見市立久目小学校	氷見市触坂501番地	令和2年3月31日
氷見市立西部中学校	氷見市小窪1379番地	令和2年3月31日

(2) 廃止の理由

- ・氷見市立明和小学校、氷見市立速川小学校、氷見市立久目小学校及び氷見市立西部中学校を統合し、氷見市立西の杜学園を新設。

(3) 児童生徒の処置

新設する氷見市立西の杜学園へ通学する。

参考

今後の教育委員会等の日程について

○ 令和2年3月18日(水) 17:00 予定  
教育委員会 (教育委員会室)

日付・会議題	議題	議決
○ 令和2年3月18日(水) 教育委員会 (教育委員会室)	○ 教育委員会開催 ○ 課題提出 ○ 議題審議 ○ 議案提出 ○ その他	○ 議案提出 ○ 議案採択 ○ その他

日付・会議題	議題	議決
○ 令和2年3月18日(水) 教育委員会 (教育委員会室)	○ 教育委員会開催 ○ 課題提出 ○ 議題審議 ○ 議案提出 ○ その他	○ 議案提出 ○ 議案採択 ○ その他
○ 令和2年3月18日(水) 教育委員会 (教育委員会室)	○ 教育委員会開催 ○ 課題提出 ○ 議題審議 ○ 議案提出 ○ その他	○ 議案提出 ○ 議案採択 ○ その他
○ 令和2年3月18日(水) 教育委員会 (教育委員会室)	○ 教育委員会開催 ○ 課題提出 ○ 議題審議 ○ 議案提出 ○ その他	○ 議案提出 ○ 議案採択 ○ その他
○ 令和2年3月18日(水) 教育委員会 (教育委員会室)	○ 教育委員会開催 ○ 課題提出 ○ 議題審議 ○ 議案提出 ○ その他	○ 議案提出 ○ 議案採択 ○ その他